

商店会の防災備蓄を、 東京都が**全額補助**します

東京都の「商店街防災力向上緊急支援事業」は、首都直下地震などに備えて、商店会が発電機や非常食などをそろえる費用を、**30万円まで全額（補助率10/10）**補助する制度です。今年度の申請締切が近づいています。

11月30日（月）消印有効 申請締切 | 申請書は各区の商店街振興担当課へ提出します

0円

自己負担なし

上限30万円までは、費用の全額が補助されます。

30万円

1商店会あたりの上限

購入する物品の単価に上限はありません。

×商店会数

まとめて申請もできます

複数の商店会でまとめて申請すると、上限は30万円×商店会の数になります。

補助の対象になるもの

発電機 ソーラーパネル 簡易トイレ

懐中電灯 非常食・水（保存5年以上）

救急用品 防災マップの作成・印刷

防災の案内チラシ 打合せの会場費・飲料費

防災資機材・備蓄品の購入が必須です。工事の費用、アルコール・食事代・茶菓子代は対象外です。備蓄場所がなければ、会員のお店に分けて置くこともできます。

申請の条件は2つだけ

- 1 防災の取組を1回以上行う**
防災訓練、防災講習会、備蓄品の確認会など（令和9年2月26日までに実施）
- 2 災害時のルール・マニュアルを備える**
お持ちでなくても、作成からお手伝いします

ASC行政書士事務所がお手伝いすること

- 制度の説明と、申請できるかどうかの確認
- 災害時のルール・マニュアルのたたき台づくり
- 購入品の選定と、見積書・カタログの整理
- 交付申請書・経費内訳書の作成
- 防災の取組（訓練・講習会）の企画
- 複数商店会のとりまとめ申請の調整
- 実績報告（領収書・写真の整理）まで
- 次年度以降の区・都の補助金のご相談

ASC行政書士事務所

行政書士 久保 大輔（第26081397号）／社会保険労務士・ASC社会保険労務士
法人 代表社員／弁理士・ASC国際特許事務所（第23813号）

電話：070-1432-2815

メール：kubo.gyosei.office@gmail.com

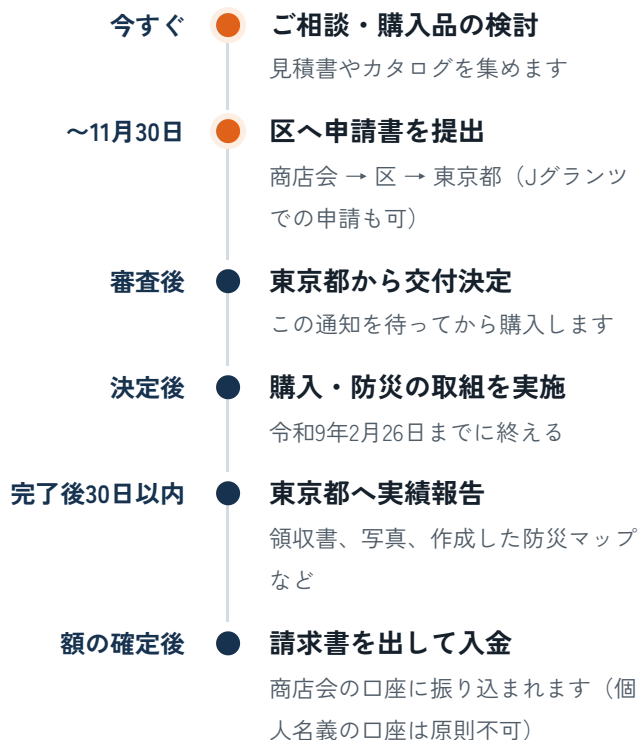
〒104-0033 東京都中央区新川1-7-3 ウインド新川ビル3F

<https://asc-gyosei.com/>

申請サポート料：1商店会 5万円

申請書類の作成から実績報告まで含みます。初回のご相談は無料です。役員会へのご説明にも伺います。

申請から入金まで



必ず守っていただくこと

- ！ 交付決定の前に買わない。決定日より前の購入は補助の対象外です。
- ！ 役員のお店・商店会の内部の団体から買わない。支払先が申請団体の役員や内部団体の場合は対象外です。
- ！ ポイントカード・商品券は使わない。付いたポイントは1ポイント1円で経費から差し引かれます。
- ！ クレジットカードは商店会の法人名義か、代表者の個人名義で。
- ！ 申請は1商店会につき年度内1回です。

区の商店街連合会の方へ：連合会や複数の商店会で「とりまとめ申請」をすると、上限は30万円×商店会の数になります。たとえば10の商店会なら、最大300万円分の防災備蓄を一度にそろえられます。各商店会の書類づくりも、まとめてお手伝いします。

よくあるご質問

Q. 備蓄品を置く場所がありません。

A. 会員のお店に分けて置くこともできます。どのお店に何を置くかも、マニュアルに書いておくと安心です。

Q. 災害時のマニュアルがありません。

A. たたき台からお作りします。東京都の「商店街ステップアップ応援事業」（無料の専門家派遣）を使って作る方法もあり、どちらが合うかご相談のうえで決めましょう。

Q. 昨年度も申請しました。

A. 今年度も申請できます（申請は1商店会につき年度内1回）。昨年度に提出した定款・マニュアル・通帳の写しなどは、変更がなければ省略できます。

この補助金のあとに：区・都のイベントや活性化の補助、加盟店の設備更新・改装の補助、商店街で開業・承継する方への都の助成、商店会のロゴ・キャラクターの商標登録（弁理士として対応）もご相談いただけます。

ASC行政書士事務所

電話：070-1432-2815

東京都の担当窓口：産業労働局 商工部 地域産業振興課 商店街振興担当（03-5320-4787）

メール：kubo.gyosei.office@gmail.com